

平成17年度公正取引委員会政策評価実施計画

平成17年4月1日

公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

2 事後評価の対象

(1) 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象は、以下のとおりとする。

(ア) 迅速かつ実効性のある法運用

独占禁止法違反行為に対する措置

企業結合に関する措置

(イ) 競争環境の積極的な創造

入札談合の防止及び公共調達改善のための取組

(ウ) ルールある競争社会の推進

景品表示法違反行為に対する措置

下請法違反行為に対する措置

ガソリン・家電製品の流通実態の調査

(エ) 競争政策基盤の強化

独占禁止法と競争政策に関する途上国に対する技術研修

電子政府の構築

(2) 法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象は該当がない。

(3) 法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象は該当がない。

3 事後評価の方法等

計画期間内において評価の対象としようとする施策等については、以下の項目を明らかにし、計画的に事後評価を実施することとする。（計画内容は別紙

参照)

- (1) 評価対象施策(具体的内容)
- (2) 施策の目標(達成時期), 施策の位置付け・目的
- (3) 評価実施時期
- (4) 政策効果の把握手法等・評価項目

実績評価の対象となる施策一覧

担当課	評価対象施策 (具体的内容)	施策の目標 (達成時期)	評価実施時期	政策効果の把握手法等
官房総務課	電子政府の構築 (平成16年度) 公正取引委員会電子政府構築に定めた施策の着実な実施	電子政府の構築により,国民の利便性の向上と行政運営の簡素化,効率化,信頼性及び透明性の向上を図る。	平成17年6月	申請・手続の案内・様式のホームページへの掲載状況 給与の全額振込化率等
企業結合課	企業結合に関する措置 (平成16年度) 一定規模以上の企業結合行為 (株式所有,合併,営業譲渡等)について,提出された報告や届出,事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い,競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止する。また,企業結合の迅速性及び透明性を高めるため,主要な企業結合事例の公表等を行う	企業結合に対して迅速 (書面審査については30日以内,詳細審査については90日以内)かつ的確な審査を行い,一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより,公正かつ自由な競争を維持・促進する。	平成17年6月	届出・報告等の処理件数 事前相談案件の処理に要した日数 公表事例の件数,内容
下請取引調査室	下請法違反行為に対する措置 (平成16年度) 下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査 (親事業者に対する調査・検査)を行い,違反行為が認められた場合等には,その排除のために必要な措置 (法的措置 (下請法第7条に基づく〈勧告〉及び警告)を講ずる。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延,減額等に対して厳正かつ迅速 (6か月を目途)に対処し,これらを排除することにより,下請取引の公正化 (下請取引における書面発注率を,役務取引の分野については平成19年度中に製造業分野並みの95パーセントにする。)を図り,下請事業者の利益を保護し,もって公正かつ自由な競争を維持・促進する。(各年度)	平成17年6月	勧告等を行った違反事件の内容 事件処理状況 (件数) 是正措置状況 書面発注状況 処理期間

<p>景品表示 監視室</p>	<p>景品表示法違反行為に対する措置（平成16年 景品表示法に違反する疑いのある行為について 所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違 反事実が認められた場合等には，その排除のた めに必要な措置（排除命令（景品表示法第6条に 基づく法的措置をいう。以下同じ。），警告又は注 意をいう。）を講ずる。</p>	<p>景品表示法に違反する不当景品，不 当表示に対して厳正かつ迅速（半数 以上の案件について，6か月を目途） に対処し，これらを排除することによ り，公正かつ自由な競争を確保し， もって一般消費者の利益を保護す る。（各年度）</p>	<p>平成17年6月</p>	<p>排除命令等を行った 違反事件の内容 違反事件の処理件数 違反事件の処理期間</p>
<p>管理企画 課</p>	<p>独占禁止法違反行為に対する措置（平成16年度 独占禁止法に違反する疑いのある行為について 所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違 反行為が認められた場合等には，その排除のた めに必要な措置（法的措置（独占禁止法第48条 に基づく勧告及び第48条の2に基づく課徴金納 付命令をいう。以下同じ。），警告及び注意をい う。）を講ずる。</p>	<p>独占禁止法に違反するカルテル，入 札談合，不公正な取引方法等に対 して厳正かつ迅速（IT公益事業分野に おける違反事件については3か月， 小売業にかかる不当廉売事件につ いて2か月を目途）に対処し，これらを 排除することにより，公正かつ自由な 競争を維持・促進する。（各年度）</p>	<p>平成17年6月</p>	<p>勧告等を行った違反 事件の内容 違反事件の処理件数 課徴金納付命令額 違反事件の処理期間</p>

総合評価の対象となる施策一覧

担当課	評価対象施策 (具体的内容)	施策の位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
国際課	<p>独占禁止法と競争政策に関する途上国に対する技術研修</p> <p>開発途上国等においては、競争法・競争政策の重要性が認識されるに従って、既存の競争法制を強化する動きや、新たに競争法制を導入する動きが活発になっており、これら諸国、特に東アジアの競争当局等に対し、研修の実施等による技術支援を行う。</p>	<p>経済のグローバル化、特に東アジアとの経済関係が深化する中、反競争的行為により貿易・投資の自由化・円滑化から得られる効果が損なわれることのないように、開発途上国等の競争当局等が反競争的行為に適切に対処できるようにする。</p>	平成17年6月	アンケート調査 研修教材への満足度 期待充足度
経取局総務課	<p>入札談合の防止及び公共調達改善のための取組</p> <p>国等の調達機関との間で「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催し、都道府県等の調達担当者を対象とした研修を実施する。また、公共調達活動に関する調査・提言を行う。</p>	<p>独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨を発注官庁等に周知することにより、調達及び発注に係る違反行為を未然に防止するとともに、入札・契約の実態を把握し、競争政策の観点から提言を行うことにより、公共調達の改善を図る。</p>	平成17年6月	連絡担当官会議等の開催状況等 調査・提言の実施状況等

取引調査室	<p>ガソリン・家電における流通実態調査</p> <p>事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等がみられた場合には、その旨を指摘して自主的な改善を促すとともに、その調査結果を公表する。</p>	<p>独占禁止法上問題となるおそれのある行為を関係事業者に認識してもらうとともに、独占禁止法上問題となる行為の未然防止を図ることにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p>	平成17年6月	<p>ガソリン業界(元売10社)における独占禁止法違反行為未然防止への取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査後の取引先への周知状況 ・特約店契約の見直し状況 ・卸売価格の算出等に関する特約店への説明状況 ・事後調整の状況 ・卸売価格算出方法等の見直し状況等 <p>家電業界(家電メーカー32社)における独占禁止法違反行為未然防止への取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査後の取引先への周知状況 ・販売政策の見直し状況
管理企画課	<p>独占禁止法違反行為に対する措置</p> <p>独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査、事情聴取等)を行い、違反行為が認められた場合等には、その排除のために必要な措置(法的措置(独占禁止法第48条に基づく勧告及び第48条の2に基づく課徴金納付命令をいう。以下同じ。)、警告及び注意をいう)を講ずる。</p>	<p>独占禁止法に違反する行為に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p>	平成17年6月	<p>独占禁止法に基づき排除措置の代表的な事例を取り上げ、当該排除措置による経済的効果を定性的・定量的な観点から評価</p>